

地域の農業とくらしを共に支え応援しよう!

あなたも

# JAみえなかの 組合員に加入 しませんか!

JAみえなか  
イメージキャラクター  
ミーナ



JAみえなかの組合員には「**正組合員**」と「**准組合員**」があります。

1アール以上の土地を耕作する農業を営む個人、または1年のうち30日以上農業に従事している方が「**正組合員**」になれます。  
「**准組合員**」は、運営にかかる権利はありませんが、その他は正組合員と同等のサービスを受けることができます。

～組合員に加入されますと当JAの各事業で、以下のような**組合員限定の特典**が受けられます。～

## 組合員特典

**組合員特典付き貯金**が  
ご利用いただけます



金融

**各種ローン**がお得に  
ご利用いただけます。

一部ローンについては、金利の割引、取扱手数料の  
減免が受けられます。【正組合員のみ(後継者含む)】



**各種相談会**が**無料**で  
ご利用いただけます。

顧問弁護士による法律相談など。

**出資配当金**を  
受取っていただけます。



一部事業の利用分量に応じて  
配当金を受取っていただくこともできます。

※配当金は法令等に基づき業績等を考慮し、年度ごとに  
配当の有無・配当対象・配当率が総代会で決定され  
ます。事業年度実績により、配当がない場合もあります  
ので、必ずしも配当金のお支払いを約束するものでは  
ありません。



葬祭

当JAの**葬祭会館使用料**が  
**割引価格**でご利用いただけます。

88,000円 → 正組合員 **33,000円**  
准組合員 **55,000円**

※価格は税込です。

### JAとは?

JAは農業に従事している方と地域の方々が出資をし、事業の利用を通じて組合員の相互扶助(お互いに助け合うこと)を目的とした協同組合組織です。また、JAは組合員以外の方が一定の限度内で利用することができ、多くの地域の皆様にもご利用をいただいております。

### 組合員に加入するには?

JAみえなか管内【津市(旧久居市・一志町・白山町・美杉町・香良洲町)、松阪市】にお住まいの方、また管内にお勤めの方で一定の条件を満たす方は、出資1口:1,000円以上(3,000口限度)をしていただくと組合員になることができます。

【注】脱退(死亡、資格喪失を除く)を希望される場合、定款の定めにより請求の日から60日を経過した日以降に到来する事業年度末に確定し、総代会の承認後に脱退金を払い出します。

JAみえなかの組合員加入をご希望される方は、最寄りの各支店・店までご連絡ください。



みんなの笑顔のまんなか



JAみえなか

<https://www.ja-mienaka.or.jp>

※上記の内容は令和4年7月現在のものです。



三重県松阪市豊原町1043-1 ☎0598-28-2111(代)